

経済産業大臣

茂木 敏充 殿

一般社団法人電子情報技術産業協会
会 長 佐々木 則夫

成長戦略第二弾に盛り込むべき税制措置

わが国 IT・エレクトロニクス産業は、素材から部品・デバイス、機器更にはソフトウェアに至るまで裾野が広く、政府の成長戦略において、主要施策とされている医療・健康、エネルギー（省エネ社会）、社会インフラ（交通、防災・減災）、農業等の成長や IT 社会の実現には、基盤となる IT・エレクトロニクスのイノベーションが必要不可欠です。

しかし、各成長分野の基盤となる IT・エレクトロニクス産業は、技術革新・製品サイクルのスピードが速く、海外企業との熾烈な国際競争に打ち勝つため、積極的かつ継続的な研究開発投資が必須です。

また、わが国が「科学技術創造立国」として復活するためには、新たなイノベーションや付加価値（サービス含む）を生み出す研究開発拠点や“マザー工場”を国内にいかに維持するかが重要です。

一方、世界と比べ立ち遅れている IT の利活用策として、公共データの民間開放やビッグデータの活用等が期待されていますが、新たな付加価値を創造し、新産業・サービスを創出するには新規の IT 投資が欠かせないことに加え、東日本大震災以降、更に重要性が高まった省エネ社会を推し進めるためには、省エネ技術・製品・サービスの普及への省エネ投資が欠かせません。

イノベーション無くして投資は無く、投資無くして雇用は生まれなため、政府が今後進める成長戦略を実効性あるものに資する研究開発投資、設備投資、更に IT・省エネ投資に重点をおいた税制措置として以下を要望いたします。

1. 研究開発投資を促進させる観点

○研究開発用設備等への投資に対する税制措置（税額控除、固定資産税の非課税化）

日本でしかできない研究開発を行い、新たな物を生み出していくには、最先端の研究開発用の設備が必要不可欠です。しかし、当該設備はイノベーションのスピードが速いため長期の使用はできないことや最先端の設備となるため高額なものが多いとの事例もあります。

ついでに、競争力の源泉であるイノベーションを継続して行うために、研究開発用設備等への投資に対する税額控除や当該設備への固定資産税を非課税化していただきたい。少なくとも政府が掲げる民間投資を拡大する 3 年間において新規投資分への固定資産税を非課税化する等の措置を講じていただきたい。

○研究開発促進税制の拡充

リスクを取って継続的に研究開発を行う企業に対し、研究開発促進税制の拡充は、強力な後押し効果をもたらします。平成 25 年度で総額型における控除限度額が拡充（法人税額 20%→30%）されましたが、平成 26 年度末までの時限的措置となっております。また、当該税制における控除限度超過額の繰越期間は他国と比べ短い 1 年間（例：英国無期限、米国 20 年、韓国 5 年）となっていることや超過額を繰越するためには、試験研究費の額が前年度の額を上回る必要があるなど、当該税制を使用するために多くの要件があり、以下の通り使いやすい税制へ見直していただきたい。

- ・総額に係る税額控除限度額（法人税額 30%）の恒久化
- ・控除限度超過額の繰越期限と控除要件の撤廃
- ・増加型又は高水準型に係る税額控除制度の期限延長

2. 設備投資、IT・省エネ投資を促進させる観点

○技術革新が著しい産業分野（半導体、フラットパネルディスプレイ、LED、次世代電池等）の設備投資に対する税制措置

韓国・台湾等の諸外国における特定の設備投資に対する一定割合の税額控除は、企業の投資負担の軽減を通して国際競争力の強化に有効な制度であり、わが国においても、競争が激化している産業分野（半導体、フラットパネルディスプレイ、LED、次世代電池等）の設備投資に対する税額控除制度もしくは繰越欠損金の使用制限の緩和（現在 80%→100%）等の税制措置をお願いしたい。

○環境関連投資促進税制（グリーン投資減税）における対象設備の拡充（省エネサーバ、電力の見える化ソフト等）

IT の利活用の促進として、ビッグデータの活用による新たなサービスの創出が期待されていることや、震災以降の更なる省エネ社会の構築が求められている中で、今後更なるデータ量の増加と省エネへの対応を鑑みると、省エネサーバの普及・買換えが必要です。

また、日本の分野別エネルギー消費量における民生部門（家庭部門、業務部門）の消費量※が増えていることにより、家庭やオフィスやデータセンタ（サーバールーム含む）への省エネ投資を更に加速させる必要があることから、グリーン投資減税における対象設備に省エネに資する機器・サービス（特に省エネサーバ、電力消費の見える化ソフト等）を追加していただきたい。

※2010 年度：家庭部門＝2.2 倍、業務部門＝2.8 倍（いずれも 1973 年からの伸び率）出所：エネルギー白書 2012

3. 国内投資の基礎的条件である事業環境整備（国際的イコールフットィングの確保）

成長分野である医療・健康、エネルギー（省エネ社会）、自動車、社会インフラ（交通、防災・減災）、農業等の基盤となる IT・エレクトロニクス産業が新たなイノベーションや付加価値（サービス含む）を生み出す研究開発拠点や“マザー工場”を今後も国内に維持し続

けるためには、基礎的條件の国際的なイコールフットィングの確保が極めて重要であり、以下のとおり事業環境の早期整備をお願いしたい。

○法人実効税率における国際水準（20%台）までの引下げ（地方法人特別税の廃止を含む）

わが国の法人実効税率は、平成 23 年度税制改正にて約 5%引下げられましたが、欧州、アジア諸国と比較すると依然として高い水準にあります。また、英国においても平成 27 年 4 月に 20%まで引き下げることを発表したことに加え、米国も引下げの議論が高まっており、国際的なイコールフットィングの確保に向けて、速やかに国際水準（20%台）まで引下げていただきたい。

また、地域間の税源偏在の是正に対応するため創設された地方法人特別税を、消費税引上げのタイミングで確実に単純廃止していただきたい。

○償却資産に係る固定資産税の廃止

償却資産に係る固定資産税は、設備投資により生み出されたキャッシュフローに対して課される法人住民税・事業税との二重課税とみなされます。特に、半導体や電子部品はじめ多額の設備を有する当産業にとって、固定資産税が高負担となっており、企業収益を圧迫しています。また、競争が著しい韓国、中国には当該税制は存在しておらず、わが国企業の国際競争力の低下につながっていることから当該税制を廃止していただきたい。少なくとも、成長戦略で掲げる民間投資を拡大する 3 年間において、新規投資分に対し非課税とする等の措置を講じていただきたい。

○繰越欠損金における繰越期間（9 年）を無期限とする

○タックスヘイブン税制におけるトリガー税率の更なる引下げ（20%未満へ）

○二国間租税条約の新規締結及び改定

以 上